

人権教育・啓発基本計画の改定について

1 計画の概要

(1) 位置付け

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく基本計画
- ・ 県人権尊重の社会づくり条例に基づく基本計画

(2) 目標

- ・ 共生の心が根づく鹿児島
- ・ 人権文化の息づく鹿児島

(3) 構成

第1章 はじめに	1 計画改定の趣旨
第2章 人権を取り巻く 動向	1 国際社会（国際連合）における取組 2 国内における取組 3 本県における取組
第3章 計画の基本的な 考え方	1 人権及び人権教育・啓発とは 2 計画の基本理念 3 計画の目標 4 基本方針 5 計画の性格 6 計画期間
第4章 人権教育・啓発 の推進方策	1 人権尊重の視点に立った行政の推進 2 あらゆる場における人権教育・啓発 3 特定職業従事者に対する研修等の推進 4 人材育成 5 総合的・効果的な手段の充実
第5章 人権課題別の人 権教育・啓発の推 進方策	人権課題別（女性，子ども，高齢者等） (1)現状 (2)課題 (3)施策の基本方向
第6章 推進体制の整備 等	1 県の推進体制 2 国及び市町村との連携 3 関係団体・企業等との連携と自主的取組の推進 4 基本計画のフォローアップ 5 意識調査の実施

(4) 計画期間

- ・ 特に定めず（社会情勢の変化等を踏まえ適宜見直し（改定））

(5) 経緯

- ・ 平成16年12月 「県人権教育・啓発基本計画」策定
- ・ 平成23年9月 「県人権教育・啓発基本計画」一部改定
- ・ 令和2年3月 「県人権教育・啓発基本計画」全面改定【2次改定】

【国の動向】

- ・ 平成12年12月 「人権教育・啓発推進法」施行
- ・ 平成14年3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
- ・ 平成23年4月 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更

2 改定の背景

(1) 本県の取組

- ・ 県人権尊重の社会づくり条例の施行（令和4年3月）
- ・ 人権についての県民意識調査の実施（令和5年度）

(2) 国の取組（個別法の施行）

- ・ こども基本法（令和5年4月施行）、LGBT理解増進法（令和5年6月施行）、認知症基本法（令和6年1月施行）、女性支援新法（令和6年4月施行）等

(3) 社会情勢の変化

- ・ 感染症に対する偏見・差別等の社会問題化
- ・ インターネット上の人権侵害の深刻化
- ・ 自治体におけるパートナーシップ制度導入の加速化
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の義務化やカスタマーハラスメントの社会問題化等

県人権教育・啓発基本計画の3次改定の主な内容

改定の背景	改定案	
	現状認識	方向性
(1) 本県の取組		
<p>・ 県人権尊重の社会づくり条例の制定 (R4.3施行)</p>	<p>【第1章：はじめに（計画改定の趣旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、また、社会情勢の変化等に伴い、インターネット上の誹謗中傷による人権侵害や、外国人に対する人権侵害など、様々な人権問題が発生していたことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う偏見・差別、誹謗中傷等が社会問題となっていたこと等も踏まえ、2022(令和4)年3月「<u>鹿児島県人権尊重の社会づくり条例</u>」を制定しました。(P1) 	<p>【第3章：計画の基本的な考え方】</p> <p>2 計画の基本理念</p> <p>一人ひとりがあらゆる差別は許されぬという認識の下、<u>自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合い、個人の尊厳や多様性が尊重され、人権文化が息づく社会の実現を目指します。</u> ※条例前文（一部）(P6)</p> <p>5 計画の性格</p> <p>この基本計画は、「<u>鹿児島県人権尊重の社会づくり条例</u>」、「<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</u>」、<u>人権に関する個別法</u>、国の基本計画及び県の人権に関する個別条例に基づき、<u>人権施策を今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項を定めるものであり、県の様々な施策は、この基本計画を尊重して推進します。</u>(P8)</p>
<p>・ 人権についての県民意識調査の実施 (R5.9～10)</p>	<p>【第2章：人権を取り巻く動向】</p> <p>3 本県における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に対する印象や感想について、「とても大切である（どちらかといえば大切である）」と回答した人が10年前より17.9ポイント増加し、約7割となり、「自分だけの問題ではない（他人の人権にも関心がある）」が前回調査より8.9ポイント増えて5割を超え、「自分にも関係がある（自分の人権に関心がある）」が6.9ポイント増えて3割を大きく超え、<u>人権尊重の意識や人権に対する当事者意識が高まっていることわかりました。</u> 一方で、「<u>基本的な人権が尊重されている社会だと思</u>う」人の割合は10年前より10.5ポイント低下し3割を下回っており、<u>人権問題への対策は引き続き求められていることが明らかになりました。</u>(P4) <p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>[障害者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>障害者</u>」の人権を守るために必要なことについて「<u>障害のある人の就労の場や職業への選択を確保すること</u>」が37.1%で1位となっています。 <p>[同和問題（部落差別）]</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>同和問題（部落差別）</u>」について、結婚に対する差別が残っており、また、<u>部落差別解消推進法</u>について約7割が「知らない」と回答している。(P44) 	<p>【第2章：人権を取り巻く動向】</p> <p>3 本県における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に対する印象や感想について、「とても大切である（どちらかといえば大切である）」と回答した人が10年前より17.9ポイント増加し、約7割となり、「自分だけの問題ではない（他人の人権にも関心がある）」が前回調査より8.9ポイント増えて5割を超え、「自分にも関係がある（自分の人権に関心がある）」が6.9ポイント増えて3割を大きく超え、<u>人権尊重の意識や人権に対する当事者意識が高まっていることわかりました。</u> 一方で、「<u>基本的な人権が尊重されている社会だと思</u>う」人の割合は10年前より10.5ポイント低下し3割を下回っており、<u>人権問題への対策は引き続き求められていることが明らかになりました。</u>(P4) <p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者就業開拓推進員が企業を訪問し、県の障害者雇用体験事業や国の助成金制度等についての周知を行います。</u> <u>障害者を雇用していない企業においては、最長14日間の雇用体験を実施し、事業主の不安の払拭を図ります。</u>(P42) <p>(3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題について、<u>県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組みます。</u>(P45)

県人権教育・啓発基本計画の3次改定の主な内容

改定の背景	改定案	
	現状認識	方向性
<p>・人権についての県民意識調査の実施 (R5.9～10)</p>	<p>[性的指向・性自認] (1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的指向や性自認に関して起きている人権問題として、前回調査同様「差別的な言動をされること」、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「本人の許可なく性的指向や性自認を他人に暴露されること」と、それぞれ3割以上の人が回答している一方、「わからない」と回答した人が前回の約3割から約2割に減少し、<u>性的指向や性自認に対する理解は一定程度深まっています。</u>(P67) <p>[ハンセン病元患者等] (1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ハンセン病元患者等」について、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことについて、「<u>学校におけるハンセン病問題に関する教育を充実すること</u>」が52%で1位、「<u>社会復帰を促進するための支援体制を充実すること</u>」が34.9%で2位となっています。 	<p>(3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。 社員等に対し多様な性への理解を深めるための措置が講じられるよう、<u>LGBT理解増進法等関係法令等の周知に努めるなど、企業等への啓発に取り組みます。</u> また、企業の採用や人事管理等において、性的指向や性自認を理由とする差別を排除し、公平な取扱いを行うため、人事担当者等社員を対象とした研修開催を支援します。 児童生徒が多様な性について正しく理解を深めるために、すべての教職員が性的指向・性自認についての正しい理解と認識を深めることのできる研修を推進します。(P68,69) <p>(3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、<u>ハンセン病問題に対する正しい理解を深める取組を推進します。</u> 入所者の「<u>里帰り事業</u>」の一環として、<u>県外療養所の本県出身入所者を県内に招待し、県内観光地等をめぐることにより、社会参加・社会復帰を促進します。</u>(P59)
(2) 国の取組（個別法の施行）		
<p>・こども基本法 (R5.4施行)</p>	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、子ども・若者の権利の尊重に関する施策を含む子ども子育て関連施策を総合的に進していくための指針として、<u>2024（令和6）年度に「かごしま子ども未来プラン2025」を策定したところです。</u>(P32) 	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが「<u>児童の権利に関する条約</u>」について学び、<u>自分が権利の主体者であることを理解する教育活動を推進します。</u>(P33) 児童相談所が行う措置や児童福祉施設等における処遇について、<u>当事者である子ども自らが意見を表明できるよう、児童相談所等における意見聴取の適切な実施や子どもの意見聴取、子どもの権利擁護を実現できる環境整備を推進します。</u>(P33)
<p>・LGBT理解増進法 (R5.6施行)</p>	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 「<u>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律</u>」（以下「<u>LGBT理解増進法</u>という。）が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、国、地方公共団体及び事業主等の役割が明記されました。(P67) 	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。 社員等に対し多様な性への理解を深めるための措置が講じられるよう、<u>企業等へのLGBT理解増進法等関係法令などの周知に取り組みます。</u> 企業の採用や人事管理等において、性的指向や性自認を理由とする差別を排除し、公平な取扱いを行うため、<u>LGBT理解増進法等関係法令等の周知に努めるとともに、人事担当者等社員を対象とした研修開催を支援します。</u>(P68)

県人権教育・啓発基本計画の3次改定の主な内容

改定の背景	改定案	
	現状認識	方向性
		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が多様な性について正しく理解を深めるために、すべての教職員が性的指向・性自認についての正しい理解と認識を深めることができる研修を推進します。(P68)
・認知症基本法 (R6.1施行)	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024(令和6)年1月には、<u>認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会実現を目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人に関する国民の理解の増進等の施策が進められています。(P36)</u> 	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>認知症月間中の普及啓発活動や認知症カフェ、交流会、本人ミーティングなどの活動を知ってもらうことにより、認知症当事者の社会参加及び情報発信を促進します。</u> <u>認知症に関する疑問や悩みの相談窓口を設置し、相談対応を行います。(P38)</u>
・女性支援新法 (R6.4施行)	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性をめぐる課題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022(令和4)年5月に、「<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>」(以下「女性支援新法」という。)が成立し、県においても、<u>同法等を踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を2024(令和6)年3月に策定しました。(P23)</u> 	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(3) 施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力の現状や特性、被害者の保護・支援の制度の普及等を図ります。 県や市町村、関係民間団体等で構成する支援調整会議等を通じて、<u>相互連携の強化を図るとともに、アウトリーチによる早期把握や配偶者暴力相談支援センターによる相談対応、女性相談支援センターによる一時保護、民間シェルターなど各種支援策の検討を行い、周知啓発や相談しやすい環境整備に努めつつ、一人ひとりに寄り添った切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。(P25)</u>
(3) 社会情勢の変化		
・感染症に対する偏見・差別等の社会問題化 (新)	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>令和2(2020)年に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的にまん延し、多くの人の生命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、海外渡航者に対する差別や偏見を生み出しました。さらに、感染拡大による社会経済の混迷は、国内外の様々な人権問題を深刻化させました。</u> 県内でも感染が拡大、生活や経済に大きな影響を及ぼすとともに、感染者やその家族、関係者、医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生し、インターネット上では、悪質な誹謗中傷の書き込みが行われました。 このため、県では啓発動画を制作し、県の動画サイトやYouTube等で配信したほか、県政広報番組を活用した啓発活動を行うとともに、人権侵害等に対応する相談窓口を設置しました。 また、インターネット上での悪質な書き込みについては、モニタリングを実施し、鹿児島地方務局等と連携して対応しました。 なお、2024(令和6)年に改定した「鹿児島県感染症の予防のため 	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】</p> <p>(3) 施策の基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 偏見や差別の解消のための感染症に関する正しい知識や理解のための普及・啓発等の推進 <ul style="list-style-type: none"> パンフレット等の作成・配布、関係機関と連携したキャンペーンや各種研修等を実施します。 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、患者等に対する差別的取扱等の実態の把握、相談支援、情報の提供その他の啓発活動を行います。 インターネット上の悪質な書き込みへの対応 <ul style="list-style-type: none"> インターネット上での、例えば、感染者等の個人情報やデマの掲載、誹謗中傷などの悪質な書き込みについては、鹿児島地方務局等と連携しながら適切な解決を図ります。 国や市町村等関係機関・団体と連携・協力して、「情報流通プラットフォーム対処法」を活用した取組を積極的に推進します。 新型インフルエンザ等対策を実施する際の人権の尊重 <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策の実施に当たって行動制限等を行う際

県人権教育・啓発基本計画の3次改定の主な内容

人権を取り巻く社会情勢の変化	改定案	
	現状認識	方向性
	<p>の施策の実施に関する計画」等では、感染症に対する差別や偏見を解消するため、「感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及、リスクコミュニケーション等を行うこと」、また、感染症対策を実施する際は、「患者等の人権を尊重すること」などを記載しているところです。(P61)</p>	<p>は、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得た上で実施します。(P61, 62)</p>
・インターネット上の人権侵害の深刻化	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (1) 現状 ・ 2024（令和6）年には、「プロバイダ責任制限法」の改正により制定された「<u>情報流通プラットフォーム対処法</u>」が5月17日に公布され、大型プラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するための「対応の迅速化」や「運用の透明化」に係る措置を義務付けられることになりました。(P82)</p>	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (3) 施策の基本方向 ・ <u>国や市町村等関係機関・団体と連携・協力して、「情報流通プラットフォーム対処法」を活用した取組を積極的に推進します。</u>(P83)</p>
・自治体におけるパートナーシップ制度導入の加速化	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (1) 現状 ・ 全国の自治体や企業では、同性カップルを婚姻に相当するパートナーと認めるなどの取組（以下「<u>パートナーシップ制度</u>」という。）が加速化しています。(P68)</p>	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (3) 施策の基本方向 ・ <u>パートナーシップ制度については、県民意識の変化やLGBT理解増進法に基づく国の基本計画、運用指針の策定状況等を注視しながら、本県における同制度のあり方を検討します。</u>(P69)</p>
・職場におけるハラスメント防止対策の義務化やカスタマーハラスメントの社会問題化等 新	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (1) 現状 ・ ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」を意味する言葉で、セクハラやパワーハラスメント（以下「<u>パワハラ</u>」という。）など、相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。 2020（令和2）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（女性活躍推進法）の施行により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）や男女雇用機会均等法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、<u>パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。</u> セクハラやパワハラなどのハラスメントなど、企業活動において発生する様々な「人権問題」は社会の注目を集めており、こうした「人権問題」への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。 2020（令和2）年10月には、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定されるなど、企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。 2022（令和4）年9月には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が、日本政府のガイドラインとして決定されました。 2023（令和5）年度の鹿児島労働局におけるハラスメントに係る相</p>	<p>【第5章：人権課題別の人権教育・啓発の推進方策】 (3) 施策の基本方向 ① ハラスメント防止のための教育・啓発 ・ 職場や学校等の様々な場面でのハラスメントの発生を防止するため、鹿児島労働局等と連携し、広く県民を対象とした教育・啓発に取り組みます。 ② 企業等へのハラスメント防止に係る取組強化 ・ 企業内及び関係先との間のセクハラ、パワハラなどハラスメントの防止対策と相談体制の充実を促進します。(P86)</p>

県人権教育・啓発基本計画の3次改定の主な内容

人権を取り巻く社会情勢の変化	改定案	
	現状認識	方向性
	<p>談件数は、1,360件で、そのうちパワハラが1,043件と相談件数全体の76.7%を占めています。</p> <p>ハラスメントは企業活動や職場において行われるものにとどまらず、社会の様々な場面で行われることがあり、<u>アカデミックハラスメントやカスタマーハラスメントなど、様々なハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます。</u></p> <p>2022（令和4）年12月にスポーツ庁が策定・公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」には、<u>「体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されない」と示すとともに、校長及び部活動の指導者並びに地域クラブ活動運営主体・実施主体に対し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する旨を示しています。</u></p> <p>こうしたハラスメントは、いずれも人権尊重の社会づくりの重大な障壁となるものであり、その解消に向けた取組を推進することが必要です。（P85）</p>	